

電子契約システムについて

1 電子契約とは

- ・ 電子文書に電子署名を付与して取り交わされる契約のこと。
 (電子署名とは、紙の契約書における押印や署名にあたるもので、「電子署名及び認証業務に関する法律」における要件を満たすもの。)
- ・ 当事者間の押印は、電子署名により行う。
- ・ 契約の発効日は、双方の署名が完了した日(タイムスタンプで管理)

◎既存の契約形態との違い

	紙の契約	電子契約
形式	書面	電子データ(PDF)
押印方法	印鑑	電子署名
送付方法	郵送/持参	ウェブ上のシステムを利用
印紙の貼付	必要	不要
保管	書面での保管	システム上/データでの保管
証拠力	あり	あり

2 署名方法

- ・ 当事者型、立会人型、ハイブリット型(当事者型と立会人型の合体版)の3種

当事者型	立会人型	ハイブリット型
電子認証局により厳格に管理された電子証明書による	システム提供事業者が行う認証による (メールアドレス)	自治体側:当事者型 事業者側:立会人型

3 電子契約システム導入の効果

- ・ 契約締結コストの削減(書面作成・押印・郵送等)
- ・ 契約締結手続の効率化
- ・ 契約書類の検索性、閲覧性の向上